

め、「第六十三款 計量検定所（第八十七条―第八十九条）」を削り、「第六十七款及び第六十八款 削除」を「第六十七款 総合食品研究センター（第九十六条―第九十九条）」
第六十八款 産業技術総合研究センター（第二百条―第二百二条の二）に改める。
第六十八款の二 企業立地事務所（第二百二条の三・第二百二条の四）」
第一条中「知事」の下に「及び会計管理者」を加える。
第三条中「部等」を「部」に改め、「及びセンター」を削り、同条の表知事公室の項及び総務企画部の項を次のように改める。

総務部	総務課 秘書課 人事課 財政課 税務課 広報広聴課 総合防災課	徴収特別対策室
企画振興部	総合政策課 市町村課 地域活力創造課 スポーツ振興課 情報企画課 調査統計課	

第三条の表学術国際部の項を削り、同表健康福祉部の項中「医師確保対策推進室」を「医師確保対策室」に改め、同表生活環境文化部の項中「生活環境文化部」を「生活環境部」に、「環境あきた創造課」を「環境管理課」に、「環境エネルギー推進課」を「温暖化対策課」に、「安全・安心まちづくり推進室」を「消費生活室」に改め、同表農林水産部の項中「秋田の食販売推進課」を「流通販売課」に、「秋田スズ振興課」を「林業木材産業課」に、「水と緑の森づくり課」を「森林整備課」に改め、同表産業経済労働部の項を次のように改める。

産業労働部	産業政策課 地域産業振興課 産業集積課 商業貿易課 食品産業課 観光課 資源エネルギー産業課 雇用労働政策課	
-------	---	--

第三条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、企画振興部に少子化対策局及び学術国際局を置き、当該局に学術振興課及び国際課を置く。

第三条の二中「同条」を「同条第一項」に改める。

第四条第一項中「及び知事の権限に属する事務のうちこの規則に定める事務」を削り、同条第二項中「会計管財課」を「会計課
財産活用課」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第十三条財産活用課の項に掲げる事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。）並びに総務事務センターの項及び検査課の項に掲げる事務を出納局の職員に補助執行させるものとする。

第四条の二中「第三条」を「第三条第一項」に、「課及びセンター、」を「課、」に、「前条第二項」を「同条第二項」に規定する課並びに前条第二項」に改め、「並びに公共建築物活用室」を削り、「センター又は室」を「室及びセンター」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項中「知事公室の各課及びセンターの所掌事務」を「総務部各課の所掌事務」に改め、同項総務課の項第四号から第七号までを削り、同項第八号中「及び財務監察」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第九号を第五号とし、第十号及び第十一号を削り、第十二号を第六号とし、第十三号から第二十四号までを六号ずつ繰

り上げ、第二十五号を削り、第二十六号を第十九号とし、同項第二十七号中「知事公室」を「部」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第二十八号中「知事公室の各課及びセンター」を「部内各課」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二十九号を同項第二十二号とし、同条第一項秘書課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項の次に次のように加える。

人事課

- 一 職員の任免に関すること。
- 二 職員の分限、懲戒及び服務に関すること。
- 三 職員の給与その他の勤務条件に関すること。
- 四 職員の職階制及び試験に関すること。
- 五 職員の研修及び能力開発に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 六 職員の勤務成績に関すること。
- 七 職員の定数に関すること。
- 八 行政組織に関すること。
- 九 決裁権限に関すること。
- 十 職員の公務災害補償に関すること。
- 十一 職員の福利厚生に関すること。
- 十二 職員の健康管理に関すること。
- 十三 恩給、退職年金等に関すること。
- 十四 職員の子ども手当に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 十五 職員団体に關すること。
- 十六 地方職員共済組合に関すること。
- 十七 職員の互助団体に關すること。
- 十八 職員の褒章に関すること。
- 十九 自治研修所に関すること。

財政課

- 一 県財政の計画及び調査に関すること。
- 二 歳入歳出予算に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、県財政に関すること。
- 四 当せん金付証券の発売に関すること。
- 五 議会に関すること。

税務課

- 一 県税に関する調査及び企画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 二 県税に関する不服申立て及び訴訟に関すること。
- 三 県税の犯則取締りに関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、県税に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 五 市町村の税務に係る助言等に関すること。
- 六 個人住民税等の徴収に係る県と市町村との協働に関すること。

第五条第一項情報公開センターの項中「情報公開センター」を「広報広聴課」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 税務課徴収特別対策室は、税務課の所掌事務のうち第六号に掲げる事務を分掌する。

第六条（見出しを含む。）中「総務企画部各課」を「企画振興部の各課及び少子化対策局」に改め、同条総合政策課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 五 地方分権に関すること。

第六条総合政策課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「第三条」を「第三条第二項」に、「部等」を「部」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

- 六 知事会等との連絡調整に関すること。

第六条人事課の項、財政課の項及び税務課の項を削り、同条市町村課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

- 十二 県と市町村との協働の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第六条に次のように加える。

地域活力創造課

- 一 地域振興に関する施策の企画、調整及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 二 地域振興に係る県民運動の推進に関すること。

- 三 地域振興に係る市民活動の促進に関すること。
- 四 特定非営利活動法人に関すること。
- 五 地域づくり活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 六 雪対策に関すること。
- 七 地域振興局に関すること。
- 八 ゆとり生活創造センターに関すること。

スポーツ振興課

- 一 スポーツの振興に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 二 スポーツを活用した地域振興に関すること。
- 三 競技水準の向上に関すること。
- 四 スポーツ科学センターに関すること。
- 五 秋田県立体育館に関すること。
- 六 秋田県立スケート場に関すること。
- 七 秋田県立野球場に関すること。
- 八 運動広場に関すること。
- 九 秋田県立総合プールに関すること。
- 十 秋田県立総合射撃場に関すること。
- 十一 秋田県立田沢湖スポーツセンターに関すること。
- 十二 秋田県立武道館に関すること。

情報企画課

- 一 高度情報化の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 二 地域情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 三 行政情報化施策の企画、調整及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 四 情報システムの開発に関すること。
- 五 給与、統計調査等のシステムの管理及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 六 情報化に係る知識の普及及び指導に関すること。
- 七 情報通信ネットワークの運営及び調整に関すること。

調査統計課

- 一 国勢調査その他の統計調査に関すること。
- 二 県民経済計算その他の統計分析に関すること。
- 三 統計事務の指導及び調整に関すること。
- 四 統計資料の収集及び刊行に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、統計情報の利用及び普及に関すること。

少子化対策局

- 一 少子化に対処するための施策の企画、調整及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 二 男女の出会い及び結婚の支援に関すること。
- 三 仕事と育児の両立の支援に関すること。

学術振興課

- 一 高等教育に関すること。
- 二 高等教育機関の連携に関すること。
- 三 私立学校に関すること。
- 四 秋田県立大学に関すること。
- 五 国際教養大学に関すること。
- 六 科学技術の振興及び試験研究機関の試験研究に関する総合的な施策の策定及び推進に関すること。
- 七 試験研究機関の評価に関すること。
- 八 試験研究等の成果の普及に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 九 大学等の研究に係る国際交流に関すること。
- 十 知的財産に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 十一 学術振興課及び国際課の連絡調整に関すること。

国際課

- 一 国際化施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 二 国際交流に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 三 国際理解及び国際協力に関すること。

四 留学生の交流に関すること。

五 在外県人会に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、国際関係事務に関すること。

第六条の二を削る。

第七条第一項障害福祉課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、第十五号を削り、第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とし、同項に次の一号を加える。

十五 秋田県立療育機構に関すること。

第七条第一項健康推進課の項中第十七号を第十八号とし、第三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 がんに係る医療計画に関すること。

第七条第一項医務薬事課の項第一号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同項中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、同項に次の一号を加える。

十四 秋田県立病院機構に関すること。

第七条第二項中「医務薬事課医師確保対策推進室」を「医務薬事課医師確保対策室」に改める。

第八条の見出し及び同条第一項中「生活環境文化部」を「生活環境部」に改め、同項県民文化政策課の項中第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、第八号から第十三号までを四号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第十号とし、第十六号を第十一号とし、第十七号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 食品等の表示の適正化に関すること。

第八条第一項県民文化政策課の項中第十八号を第十四号とし、第十九号を第十五号とし、第二十号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 貸金業に関すること。

第八条第一項県民文化政策課の項中第二十一号を第十八号とし、第二十二号から第二十四号までを三号ずつ繰り上げ、同条第一項環境あきた創造課の項中「環境あきた創造課」を「環境管理課」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 健康環境センターに関すること。

第八条第一項環境エネルギー推進課の項中「環境エネルギー推進課」を「温暖化対策課」に改め、同項第三号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同条第二項中「県民文化政策課安全・安心まちづくり推進室」を「県民文化政策課消費生活室」に、「第十五号から第二十三号まで」を「第十二号から第十七号まで及び第十九号」に改め、同条第三項中「環境あきた創造課八郎湖環境対策室は、環境あきた創造課」を「環境管理課八郎湖環境対策室は、環境管理課」に改める。

第九条第一項農林政策課の項中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 農林水産技術センターに関すること。

第九条第一項農山村振興課の項に次の一号を加える。

十四 耕作放棄地の再生利用に関すること。

第九条第一項秋田の食販売推進課の項中「秋田の食販売推進課」を「流通販売課」に改め、同項第二号中「(他の所管に属するものを除く。)」を削り、同項第五号中「並びに規格及び表示」を「及び規格」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第一項水田総合利用課の項第二号中「及び販売対策」を削り、同項第十二号中「農業の自然循環機能の維持増進」を「環境保全型農業の推進」に改め、同条第一項農畜産振興課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第一項秋田スギ振興課の項中「秋田スギ振興課」を「林業木材産業課」に改め、同条第一項水と緑の森づくり課の項中「水と緑の森づくり課」を「森林整備課」に改め、同条第三項中「第六号から第九号まで、第十一号及び第十六号」を「第五号、第七号及び第八号に掲げる事務(肉用牛及び乳用牛に関する事務に限る。)並びに第十五号」に改める。

第十一条の見出し及び同条第一項中「産業経済労働部」を「産業労働部」に改め、同項産業経済政策課の項中「産業経済政策課」を「産業政策課」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第九号とし、同項第十二号中「計量検定所」を「計量事務」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第十三号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 総合食品研究センターに関すること。

十六 産業技術総合研究センターに関すること。

第十一条第一項産業経済政策課の項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 企業立地事務所に関すること。

第十一条第一項地域産業課の項中「地域産業課」を「地域産業振興課」に改め、同項第九号中「工場立地」を「伝統

的工芸品産業の振興」に改め、同項第十号及び第十一号を削り、同項の次に次のように加える。

産業集積課

- 一 企業誘致に関する事。
- 二 誘致した企業に係る相談及び指導に関する事。
- 三 工業団地の造成及び環境整備に関する事。
- 四 工業団地の管理、分譲及び貸付に関する事。
- 五 農村地域工業導入の促進に関する事。

第十一条第一項流通貿易課の項中「流通貿易課」を「商業貿易課」に改め、同項第三号中「商業」の下に「及びサービス業」を加え、同項第五号を次のように改める。

- 五 県内の港湾及び空港と本邦外の地点との間の貨物の運送に係る路線の維持及び拡充に関する事。

第十一条第一項流通貿易課の項第六号から第八号までを削り、同項の次に次のように加える。

食品産業課

- 一 食品産業の育成及び指導に関する事。
- 二 食品製造技術の開発及び移転に関する事。
- 三 農商工連携の促進に関する事。
- 四 県産品の販路拡大に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

第十一条第一項観光課の項第七号中「国際航空路線」を「秋田空港と仁川国際空港との間の路線」に改め、同条第一項資源産業課の項中「資源産業課」を「資源エネルギー産業課」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同項第十二号中「雪対策及び」を削り、同号を同項第十三号とし、同項中第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 新エネルギー産業の育成及び指導に関する事。

第十一条第一項雇用労働政策課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「地域的な」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第十六号中「中小企業者が行う」を削り、同号を同項第十四号とし、同項中第十七号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項及び第三項を削る。

第十二条第一項建設交通政策課の項第十号中「国内航空路線」を「航空路線」に改め、「こと」の下に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第一項建築住宅課の項第九号中「住宅供給公社」の下に「の清算」を加え、「（他の所管に属するものを除く。）」を削り、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

- 十 県が所有する分譲地内の土地及び建物の管理及び処分に関する事。

第十三条第一項会計管財課の項中「会計管財課」を「会計課」に改め、同項第十二号中「地方公所の」を削り、同項中第十六号から第二十六号までを削り、第二十七号を第十六号とし、同項第二十八号中「出納」を「会計」に改め、同号を同項第十七号とし、同項の次に次のように加える。

財産活用課

- 一 公有財産の取得、管理及び処分の統括に関する事。
- 二 財産の記録管理に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- 三 県有地及び県有施設の活用に関する事。
- 四 県有施設の適正な管理の推進に関する事。
- 五 物品の取得及び管理に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- 六 庁用自動車の集中管理に関する事。
- 七 公用自動車の運行管理の統括に関する事。
- 八 県庁舎及び秋田地方総合庁舎（敷地及び附属物を含む。）の管理（管轄を含む。第十号において同じ。）に関する事。
- 九 電話機、構内電話交換設備及び公用電話に関する事。
- 十 公舎の管理に関する事。
- 十一 当直に関する事。

第十三条第一項総務事務センターの項第四号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項第九号中「第六号から前号まで」を「前三号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を削り、同条第二項を削る。

第十四条第一号及び第二号中「知事公室総務課」を「総務部総務課」に改め、同条中第六十四号を第六十五号とし、第五十二号から第六十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五十一号中「産業経済労働部雇用労働政策課」を「産業労働部雇用労働政策課」に改め、同号を同条第五十二号とし、同条第五十号中「産業経済労働部産業経済政策課」を「産業労働部産業政策課」に改め、同号を同条第五十一号とし、同条第四十九号中「農林水産部水と緑の森づくり課」を

「農林水産部森林整備課」に改め、同号を同条第五十号とし、同条第四十八号中「農林水産部秋田スギ振興課」を「農林水産部林業木材産業課」に改め、同号を同条第四十九号とし、同条第四十七号中「農林水産部秋田の食販売推進課」を「農林水産部流通販売課」に改め、同号を同条第四十八号とし、同条中第四十六号を第四十七号とし、同条第四十五号中「生活環境文化部生活衛生課」を「生活環境部生活衛生課」に改め、同号を同条第四十六号とし、同条第四十四号中「生活環境文化部生活衛生課」を「生活環境部生活衛生課」に改め、同号を同条第四十五号とし、同条第四十三号中「生活環境文化部生活衛生課」を「生活環境部生活衛生課」に改め、同号を同条第四十四号とし、同条第四十二号中「生活環境文化部環境あきた創造課」を「生活環境部環境管理課」に改め、同号を同条第四十三号とし、同条第四十一号中「生活環境文化部環境あきた創造課」を「生活環境部環境管理課」に改め、同号を同条第四十二号とし、同条第四十号中「生活環境文化部環境あきた創造課」を「生活環境部環境管理課」に改め、同号を同条第四十一号とし、同条第三十九号中「生活環境文化部環境あきた創造課」を「生活環境部環境管理課」に改め、同号を同条第四十号とし、同条第三十八号中「生活環境文化部男女共同参画課」を「生活環境部男女共同参画課」に改め、同号を同条第三十九号とし、同条第三十七号中「生活環境文化部県民文化政策課安全・安心まちづくり推進室」を「生活環境部県民文化政策課消費生活室」に改め、同号を同条第三十八号とし、同条第三十六号中「生活環境文化部県民文化政策課安全・安心まちづくり推進室」を「生活環境部県民文化政策課」に改め、同号を同条第三十七号とし、同条第三十五号中「生活環境文化部県民文化政策課」を「生活環境部県民文化政策課」に改め、同号を同条第三十六号とし、同条第三十四号中「生活環境文化部県民文化政策課」を「生活環境部県民文化政策課」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条中第十六号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「学術国際部学術国際政策課」を「企画振興部学術国際局学術振興課」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十一号から第十四号までを削り、同条第十号中「総務企画部総合政策課」を「企画振興部総合政策課」に改め、同号を同条第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 秋田県スポーツ振興審議会 企画振興部スポーツ振興課

第十四条第九号中「総務企画部総合政策課」を「企画振興部総合政策課」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第八号中「知事公室総合防災課」を「総務部総合防災課」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第七号中「知事公室総合防災課」を「総務部総合防災課」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号中「知事公室総合防災課」を「総務部総合防災課」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号中「知事公室総合防災課」を「総務部総合防災課」に改め、同号を同条第九号とし、同条第四号中「知事公室情報公開センター」を「総務部広報広聴課」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号中「知事公室情報公開センター」を「総務部広報広聴課」に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号の次に次の四号を加える。

- 三 秋田県特別職報酬等審議会 総務部人事課
- 四 秋田県公務災害補償等認定委員会 総務部人事課
- 五 秋田県公務災害補償等審査会 総務部人事課
- 六 秋田県固定資産評価審議会 総務部税務課

第十五条中「東京事務所」を「^{東京事務所}自治研修所」に、「自治研修所」を「スポーツ科学センター」に改め、「健康環境センター」、「農林水産技術センター」、「総合食品研究所」、「産業技術総合研究センター」、「太平療育園」及び「障害者自立訓練センター」を削り、「生活センター」を「^{生活センター}健康環境センター」に、「農業研修センター」を「^{農業研修センター}農林水産技術センター」に改め、「計量検定所」を削り、「福岡事務所」を「^{福岡事務所}総合食品研究センター」に改める。

第十五条の四第一項の表鹿角地域振興局建設部の項中「企画道路課」を「企画調査課」に改め、「用地課」を削り、「河川砂防課」を「工務課」に、「下水道課」を「用地課」に改め、同表北秋田地域振興局大館福祉環境部の項中「試験検査課」を削り、同表北秋田地域振興局建設部の項中「企画道路課」を「企画調査課」に改め、「用地課」を削り、「河川砂防課」を「工務課」に、「阿仁川復旧課」を「用地課」に改め、「下水道課」を削り、同表山本地域振興局建設部の項中「企画道路課」を「企画調査課」に改め、「用地課」を削り、「河川砂防課」を「工務課」に、「下水道課」を「用地課」に改め、同表秋田地域振興局福祉環境部の項中「試験検査課」を削り、同表秋田地域振興局建設部の項中「企画道路課」を「企画調査課」に改め、「用地課」及び「都市計画課」を削り、「河川砂防課」を「工務課」に、「下水道課」を「用地課」に改め、同表由利地域振興局建設部の項中「企画道路課」を「企画調査課」に改め、「用地課」を削り、「河川砂防課」を「工務課」に、「建築課」を「^{用地課}建築課」に改め、同表仙北地域振興局建設部の項中「企画道路課」を「企画調査課」に改め、「用地課」を削り、「河川砂防課」を「工務課」に、「下水道課」を「用地課」に改め、同表平鹿地域振興局福祉環境部の項中「試験検査課」を削り、同表平鹿地域振興局建設部の項中「企画道路課」を「企画調査課」に改め、「用地課」を削り、「河川砂防課」を「工務課」に、「下水道課」を「用地課」に

改め、同表雄勝地域振興局建設部の項中「企画道路課」を「企画調査課」に改め、「用地課」を削り、「河川砂防課」を「工務課」に、「建築課」を「用地課」に改め、同表第二項中「部課」を「部、課」に改め、同項の表鹿角地域振興局建設部下水道課の項を削り、同表北秋田地域振興局建設部河川砂防課早口ダム管理事務所の項中「北秋田地域振興局建設部河川砂防課早口ダム管理事務所」を「北秋田地域振興局建設部工務課早口ダム管理事務所」に改め、同表北秋田地域振興局建設部河川砂防課萩形ダム管理事務所の項中「北秋田地域振興局建設部河川砂防課萩形ダム管理事務所」を「北秋田地域振興局建設部工務課萩形ダム管理事務所」に改め、同表北秋田地域振興局建設部河川砂防課森吉ダム管理事務所の項中「北秋田地域振興局建設部河川砂防課森吉ダム管理事務所」を「北秋田地域振興局建設部工務課森吉ダム管理事務所」に改め、同表北秋田地域振興局建設部下水道課の項を削り、同表山本地域振興局建設部河川砂防課素波里ダム管理事務所の項中「山本地域振興局建設部河川砂防課素波里ダム管理事務所」を「山本地域振興局建設部工務課素波里ダム管理事務所」に改め、同表山本地域振興局建設部下水道課の項を削り、同表秋田地域振興局建設部河川砂防課岩見ダム管理事務所の項中「秋田地域振興局建設部河川砂防課岩見ダム管理事務所」を「秋田地域振興局建設部工務課岩見ダム管理事務所」に改め、同表秋田地域振興局建設部下水道課の項を削り、同表仙北地域振興局建設部河川砂防課鏡畑ダム管理事務所の項中「仙北地域振興局建設部河川砂防課鏡畑ダム管理事務所」を「仙北地域振興局建設部工務課鏡畑ダム管理事務所」に改め、同表仙北地域振興局建設部下水道課の項及び平鹿地域振興局建設部下水道課の項を削り、同表雄勝地域振興局建設部河川砂防課皆瀬・板戸ダム管理事務所の項中「雄勝地域振興局建設部河川砂防課皆瀬・板戸ダム管理事務所」を「雄勝地域振興局建設部工務課皆瀬・板戸ダム管理事務所」に改める。

第十五条の五を次のように改める。

第十五条の五 削除

第十五条の六第一項総務経理課の項第六号中「企画道路課」を「企画調査課」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 鹿角地域振興局、北秋田地域振興局及び平鹿地域振興局の総務企画部地域企画課においては、前項地域企画課の項第九号に掲げる事務は、所掌しないものとする。

第十五条の八第一項試験検査課の項及び第六項を削る。

第十五条の十の見出し及び同条第一項中「各課所の所掌事務」を「各課の所掌事務」に改め、同項企画道路課の項中「企画道路課」を「企画調査課」に改め、同項第二号中「県道」の下に「に係る事業計画並びに工事の設計積算」を加え、「(他の所管に属するものを除く。)」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「前二号」を「前号」に、「道路工事」を「道路事業の計画及び道路工事の設計積算」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「土木事業」を「都市計画及び都市計画事業の工事」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 河川事業の計画及び河川工事の設計積算に関すること。

第十五条の十第一項企画道路課の項第十二号中「課所」を「課」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号中「各課所」を「各課」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第七号から第十号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の三号を加える。

七 砂防事業の計画及び砂防工事の設計積算に関すること。

八 地すべり防止に関する事業の計画及び地すべり防止工事の設計積算に関すること(他の所管に属するものを除く。)

九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する事業の計画及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する工事の設計積算に関すること。

第十五条の十第一項企画道路課の項の次に次のように加える。

工務課

一 一般国道及び県道の道路工事の現場管理に関すること。

二 市町村が行う道路工事の指導に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、道路工事の現場管理に関すること。

四 都市計画事業の工事の現場管理に関すること。

五 市町村が行う都市計画事業の指導に関すること。

六 河川工事の現場管理に関すること。

七 市町村が行う河川工事の指導に関すること。

八 砂防工事の現場管理に関すること。

九 地すべり防止工事の現場管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)

十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する工事の現場管理に関すること。

十一 ダムの管理に関すること。

十二 流域下水道に関すること。

十三 過疎地域における公共下水道に関すること。

第十五条の十第一項用地課の項第二号中「(都市計画街路事業に係るものを除く。)」を削り、同条第一項都市計画課の項、河川砂防課の項、阿仁川復旧課の項及び下水道課の項を削り、同条第二項中「地域振興局建設部河川砂防課」を「地域振興局建設部工務課」に、「河川砂防課」を「工務課」に、「第六号」を「第十一号」に改め、同条第三項中「鹿角地域振興局建設部河川砂防課」を「鹿角地域振興局建設部工務課」に、「河川砂防課の項第六号」を「工務課の項第十一号」に改め、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項の表を次のように改める。

鹿角地域振興局建設部工務課	十和田湖公共下水道の建設及び管理に関すること。
北秋田地域振興局建設部用地課	北欧の杜公園の管理に関すること。
山本地域振興局建設部企画調査課	海岸事業の計画及び海岸工事の設計積算に関すること。
山本地域振興局建設部工務課	海岸工事の現場管理に関すること。
秋田地域振興局建設部企画調査課	海岸事業の計画及び海岸工事の設計積算に関すること。
秋田地域振興局建設部工務課	海岸工事の現場管理に関すること。
秋田地域振興局建設部用地課	小泉潟公園及び中央公園の管理に関すること。
由利地域振興局建設部企画調査課	海岸及び港湾に係る事業の計画及び工事の設計積算に関すること。
由利地域振興局建設部工務課	海岸工事及び港湾工事の現場管理に関すること。

第十五条の十第七項を同条第四項とする。

第十六条中「企業に関する情報の収集」を削る。

第十八条中「及び企業・人材支援課」を削る。

第十九条を次のように改める。

(所掌事務)

第十九条 東京事務所企画政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 人事、給与、文書及び財務に関すること。
- 三 県政の課題についての調査、情報の収集及び提供並びに施策の企画及び推進に関すること。
- 四 県産品及び観光の宣伝、紹介、あつせん等に関すること。
- 五 中央官庁等との連絡調整に関すること。
- 六 東京都の区域に所在する公有財産の管理に関すること。
- 七 県外に居住する求職者の県内への就職の促進等に関すること。
- 八 就職者の支援に関すること。

第二章第三節第二款の二中第十九条の三を第十九条の五とし、第十九条の二を第十九条の四とし、同条を同節第二款の三とし、同節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二 自治研修所

(事務)

第十九条の二 自治研修所は、県及び市町村の職員の研修を行う機関とする。

(名称及び位置)

第十九条の三 自治研修所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋 田 県 自 治 研 修 所	湯上市天王字追分西二十九番地の七十六

第二章第三節第四款を次のように改める。

第四款 スポーツ科学センター

(事務)

第二十二條 スポーツ科学センターは、次の事務を行う機関とする。

- 一 スポーツの指導者の養成及びスポーツに関する研修に関すること。
- 二 スポーツに関する医科学研究に関すること。
- 三 社会体育又はスポーツ若しくはレクリエーションに関する団体に対する指導及び助言に関すること。

(名称及び位置)

第二十三條 スポーツ科学センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県スポーツ科学センター	秋田市八橋運動公園一番五号

第二章第三節第六款中第三十條の二及び第三十條の三を削る。

第二章第三節第五款及び第六款を次のように改める。

第五款及び第六款 削除**第二十四條から第三十條まで** 削除

第二章第三節第六款の二及び第六款の三を削る。

第三十七條を次のように改める。

(内部組織)

第三十七條 保健所に、企画福祉課、健康・予防課及び環境指導課を置く。

第三十八條第一項試験検査課の項及び第二項を削る。

第二章第三節第十款から第十七款までを次のように改める。

第十款から第十七款まで 削除**第四十三條から第五十六條まで** 削除

第二章第三節第十八款の二を削る。

第二章第三節第三十三款及び第三十四款を次のように改める。

第三十三款 健康環境センター

(事務)

第九十九條 健康環境センターは、次の事務を行う機関とする。

- 一 県民の保健衛生の向上に関する試験検査及び調査研究に関すること。
- 二 化学物質による健康被害の防止に関する試験検査及び調査研究に関すること。
- 三 環境の保全に関する試験検査及び調査研究並びに環境の状況の監視に関すること。

(名称及び位置)

第百條 健康環境センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県健康環境センター	秋田市千秋久保田町六番六号

(内部組織)

第百一條 健康環境センターに、企画管理室、保健衛生部、理化学部及び環境保全部を置く。

(所掌事務)

第百二條 健康環境センターの企画管理室及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

企画管理室

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 人事、給与、文書及び財務に関すること。
- 三 公有財産の管理に関すること。
- 四 第九十九條各号に掲げる事務の企画及び総合調整に関すること。
- 五 試験研究の評価に関すること。
- 六 各部の所管に属しない事務に関すること。

保健衛生部

第九十九條第一号に掲げる事務に関すること。

理化学部

第九十九条第二号に掲げる事務に関する事。

環境保全部

第九十九条第三号に掲げる事務に関する事。

第三十四款 削除

第二章第三節第四十三款を次のように改める。

第四十三款 農林水産技術センター

(事務)

第二百五条 農林水産技術センターは、農林水産業の振興を図り、及び農林水産業の振興のための基盤となる技術の発展に資するため、次の事務を行う機関とする。

- 一 農林水産業に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関する事。
- 二 農林水産業に関する技術の研究開発及びその成果の普及に関する事。
- 三 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関する事。

(名称及び位置)

第二十六條 農林水産技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県農林水産技術センター	秋田市雄和相川字源八沢三十四番地の二

(内部組織)

第二十七條 農林水産技術センターに次の表の上欄に掲げる室、試験場及びセンターを置き、当該試験場及びセンターに当該下欄に掲げる室及び部を置く。

総務管理室	
企画経営室	
農業試験場	企画管理部 作物部 原種生産部 野菜・花き部 生産環境部
果樹試験場	管理室 りんご部 特産果樹部
畜産試験場	管理室 酪農・飼料部 肉牛・先端技術部 中小家畜部
水産振興センター	管理室 海洋資源部 資源増殖部 内水面利用部
森林技術センター	管理室 森林環境部 資源利用部

2 次の表の上欄に掲げる試験場及びセンターの位置は、当該下欄に定めるとおりとする。

果樹試験場	横手市平鹿町醍醐字街道下六十五番地
畜産試験場	大仙市神宮寺字海草沼谷地十三番地の三
水産振興センター	男鹿市船川港台島字鶴ノ崎八番地の四
森林技術センター	秋田市河辺戸島字井戸尻台四十七番地の二

(所掌事務)

第二百二十八条 農林水産技術センターの総務管理室、企画経営室、農業試験場各部、果樹試験場の管理室及び各部、畜産試験場の管理室及び各部、水産振興センターの管理室及び各部並びに森林技術センターの管理室及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務管理室

- 一 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 二 人事、給与、文書及び財務に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 三 公有財産の管理に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 四 企画経営室、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター及び森林技術センターの所管に属しない事務に関する事。

企画経営室

- 一 第二百五十五条各号に掲げる事務の企画及び総合調整に関する事。
- 二 試験研究の評価に関する事。
- 三 特許等に関する情報の提供に関する事。
- 四 農業経営の改善に関する調査及び研究に関する事。
- 五 農村生活の改善に関する調査及び研究に関する事。
- 六 農村への定住の促進並びに農畜産物の流通及び販売に関する対策に関する調査及び研究に関する事。

農業試験場

企画管理部

- 一 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 二 文書に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 三 農業に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 四 農業試験場各部との連絡調整に関する事。
- 五 農業試験場各部の所管に属しない事務に関する事。

作物部

- 一 水稻及び畑作物の品種改良に関する調査及び試験研究に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 二 水稻及び畑作物の栽培方法の改善並びに田畑の高度利用に関する調査及び試験研究に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 三 水稻及び畑作物に関する農作業の機械化並びに農業用の施設及び装置に関する試験研究に関する事。

原種生産部

水稻及び畑作物の原原種及び原種の生産等に関する事。

野菜・花き部

- 一 野菜、花き等の品種改良に関する調査及び試験研究に関する事。
- 二 野菜、花き等の栽培方法の改善及び水稻との複合化に関する技術に関する調査及び試験研究に関する事。
- 三 野菜、花き等の栽培のための施設における栽培環境及び病害虫の防除等に関する調査及び試験研究に関する事。
- 四 野菜、花き等に関する農作業の機械化並びに農業用の施設及び装置に関する試験研究に関する事。

生産環境部

- 一 水田及び畑地の環境保全に関する調査及び試験研究に関する事。
- 二 水田及び畑地の土壌に関する調査及び試験研究に関する事。
- 三 水田及び畑地の施肥に関する調査及び試験研究に関する事。
- 四 病害虫の生態及び防除並びに農薬の残留に関する調査及び試験研究に関する事(他の所管に属するものを除く。)

果樹試験場

管理室

- 一 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 二 文書に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 三 果樹試験場各部との連絡調整に関する事。
- 四 果樹試験場各部の所管に属しない事務に関する事。

リンゴ部

- 一 りんごの品種改良に関する調査及び試験研究に関する事。
- 二 りんごの栽培方法の改善に関する調査及び試験研究に関する事。
- 三 りんごの栽培における病害虫の防除に関する調査及び試験研究に関する事。

特産果樹部

- 一 果樹の品種改良に関する調査及び試験研究に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 二 果樹の栽培方法の改善に関する調査及び試験研究に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 三 果樹の栽培における病害虫の防除に関する調査及び試験研究に関する事(他の所管に属するものを除く。)

畜産試験場

管理室

- 一 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 二 文書に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 三 畜産試験場各部との連絡調整に関する事。
- 四 畜産試験場各部の所管に属しない事務に関する事。

酪農・飼料部

- 一 乳牛の育種に関する調査及び試験研究に関する事。
- 二 乳牛の飼養に関する調査及び試験研究に関する事。
- 三 飼料作物及び飼料に係る草地に関する調査及び試験研究に関する事。

肉牛・先端技術部

- 一 肉牛の育種に関する調査及び試験研究に関する事。
- 二 肉牛の飼養に関する調査及び試験研究に関する事。
- 三 家畜の受精卵移植の技術に関する調査及び試験研究に関する事。

中小家畜部

- 一 豚及び鶏の育種に関する調査及び試験研究に関する事。
- 二 豚及び鶏の飼養に関する調査及び試験研究に関する事。
- 三 畜産経営に係る環境保全に関する調査及び試験研究に関する事。
- 四 種豚及び種鶏に関する調査及び試験研究に関する事。
- 五 種豚及び種鶏の生産等に関する事。

水産振興センター

管理室

- 一 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 二 文書に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 三 水産業に関する知識及び技術の普及指導及び研修に関する事。
- 四 水産振興センター各部との連絡調整に関する事。
- 五 水産振興センター各部の所管に属しない事務に関する事。

海洋資源部

- 一 海洋生物資源に関する調査及び試験研究に関する事。
- 二 海洋環境に関する調査及び試験研究に関する事。

資源増殖部

- 一 海洋生物資源の増殖及び養殖に関する調査及び試験研究に関する事。
- 二 水産種苗の生産等に関する調査及び試験研究に関する事。

内水面利用部

- 一 内水面の生物資源に関する調査及び試験研究に関する事。
- 二 内水面の環境保全に関する調査及び試験研究に関する事。

森林技術センター

管理室

- 一 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)

- 二 文書に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 三 林業に関する知識及び技術の普及指導及び研修に関すること。
- 四 森林技術センター各部との連絡調整に関すること。
- 五 森林技術センター各部の所管に属しない事務に関すること。

森林環境部

- 一 森林の公益的機能の維持及び増進に関する調査及び試験研究に関すること。
- 二 林業経営の改善及び安定に関する調査及び試験研究に関すること。

資源利用部

- 一 森林資源の利用に関する調査及び研究に関すること。
- 二 林木の育種に関する調査及び研究に関すること。

第二章第三節第四十九款から第六十三款までを次のように改める。

第四十九款から第六十三款まで 削除

第百四十八条から第百八十九条まで 削除

第二章第三節第六十七款及び第六十八款を次のように改める。

第六十七款 総合食品研究センター

(事務)

第百九十六条 総合食品研究センターは、食品加工業及び酒類製造業の振興を図り、並びにこれらの振興のための基盤となる技術の発展に資するため、次の事務を行う機関とする。

- 一 食品加工業及び酒類製造業に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関すること。
- 二 食品加工業及び酒類製造業に関する技術の研究開発及びその成果の普及に関すること。
- 三 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関すること。

(名称及び位置)

第百九十七条 総合食品研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県総合食品研究センター	秋田市新屋町字砂奴寄四番地の二十六

(内部組織)

第百九十八条 総合食品研究センターに、企画管理室、食品加工研究所及び醸造試験場を置く。

(所掌事務)

第百九十九条 総合食品研究センターの企画管理室、食品加工研究所及び醸造試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

企画管理室

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 人事、給与、文書及び財務に関すること。
- 三 公有財産の管理に関すること。
- 四 第百九十六条各号に掲げる事務の企画及び総合調整に関すること。
- 五 研究開発の評価に関すること。
- 六 特許等に関する情報の提供に関すること。
- 七 食品加工研究所及び醸造試験場との連絡調整に関すること。
- 八 食品加工研究所及び醸造試験場の所管に属しない事務に関すること。

食品加工研究所

- 一 農水産物等の食品の加工に関する技術の研究開発に関すること。
- 二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関すること。
- 三 農水産物等の食品の加工に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関すること。

醸造試験場

- 一 酒類の製造及び生物機能に関する技術の研究開発に関すること。
- 二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関すること。
- 三 酒類の製造及び生物機能に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関すること。

第六十八款 産業技術総合研究センター

(事務)

第二百条 産業技術総合研究センターは、工業の振興を図り、及び工業の振興のための基盤となる高度技術（技術革新

の進展に即応した高度な工業技術をいう。以下この款において同じ。)の発展に資するため、次の事務を行う機関とする。

- 一 工業に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関する事。
- 二 工業技術の研究開発及びその成果の普及に関する事。
- 三 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関する事。

(名称及び位置)

第二百一条 産業技術総合研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県産業技術総合研究センター	秋田市新屋町字砂奴寄四番地の十一

(内部組織)

第二百二条 産業技術総合研究センターに、総務管理部、経営企画部、工業技術センター及び高度技術研究所を置く。

(所掌事務)

第二百二条の二 産業技術総合研究センターの総務管理部、経営企画部、工業技術センター及び高度技術研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

総務管理部

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 人事、給与、文書及び財務に関する事。
- 三 公有財産の管理に関する事。
- 四 経営企画部、工業技術センター及び高度技術研究所の所管に属しない事務に関する事。

経営企画部

- 一 第二百二条各号に掲げる事務の企画及び総合調整に関する事。
- 二 研究開発の評価に関する事。
- 三 特許等に関する情報の提供に関する事。

工業技術センター

- 一 工業に関する知識及び技術の普及指導並びに技術者の研修に関する事。
- 二 工業に関する研究開発に関する事。

高度技術研究所

- 一 高度技術の研究開発及びその成果の普及に関する事。
- 二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関する事。
- 三 研修等による高度技術を有する人材の育成に関する事。

第二章第三節第六十八款の次に次の一款を加える。

第六十八款の二 企業立地事務所

(事務)

第二百二条の三 企業立地事務所は、企業立地に関する調査及び連絡を行う機関とする。

(名称及び位置)

第二百二条の四 企業立地事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県企業立地事務所	東京都千代田区平河町二丁目六番三号

第二百四十五条第二項の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、同表第三号中「局長」を「出納局長」に、「知事」を「会計管理者及び知事」に改め、同号を同表第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三	局長	少子化対策局及び学術国際局	上司の命を受けて、局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
---	----	---------------	---------------------------------

第二百四十五条第二項の表中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同表第九号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同表第八号とし、同表中第十号を第九号とし、同表第十一号中「及び太平療育園」を削り、同号を同表第十号とし、同表中第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を削り、第十五号を

第十三号とし、第十六号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げ、同表第二十三号中「総合食品研究所」を「総合食品研究センター」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第二十四号中「総合食品研究所」を「総合食品研究センター」に改め、同号を同表第二十二号とし、同表中第二十五号から第二十七号までを削り、同表第二十八号中「会計管財課公共建築物活用室」を「財産活用課」に改め、同号を同表第二十三号とし、同表中第二十九号を第二十四号とし、第三十号から第三十二号までを五号ずつ繰り上げ、同表の備考一中「第二十号」を「第十八号」に、「第三条」を「第三条第一項」に改め、同表の備考三中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「掲げる課」の下に、「同条第二項に規定する課」を加え、同表の備考四中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「公共建築物活用室」を削り、同表の備考五を削り、同表第五項中「第三十一号」を「第二十六号」に、「第三項」を「第四項」に、「第五十八号」を「第五十三号」に、「第二項の表第三十二号」を「第二項の表第二十七号」に、「第三項の表第五十九号及び第六十号」を「第四項の表第五十四号及び第五十五号」に改め、同項を同表第六項とし、同表第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同表第五項とし、同表第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項の表第一号を次のように改める。

一	危機管理監	総務部	知事の命を受けて危機管理に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督するとともに、第四号次長部の項に規定する事務をつかさどる。
---	-------	-----	--

第二百四十五条第三項の表中第四号次長知事公室の項を削り、第六号及び第七号を次のように改める。

六	研究統括監	学術国際局	上司の命を受けて、試験研究の推進並びに産業、大学及び試験研究機関の連携に関する特に重要な事項の統括に関する事務をつかさどる。
七	食農観連携統括監	産業労働部	上司の命を受けて、食品産業、農業及び観光産業の連携による産業育成に関する特に重要な事項の統括に関する事務をつかさどる。

第二百四十五条第三項の表中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八	新エネルギー政策統括監	産業労働部	上司の命を受けて、新エネルギー政策に関する特に重要な事項の統括に関する事務をつかさどる。
---	-------------	-------	--

第二百四十五条第三項の表中第三十三号から第三十五号までを削り、第三十二号を第三十五号とし、第三十一号を削り、第三十号を第三十四号とし、第二十九号を第三十三号とし、第二十八号を第三十二号とし、第二十七号を削り、第二十六号を第三十一号とし、第二十五号を第三十号とし、第二十四号を次のように改める。

二十四	検査主幹	検査課	上司の命を受けて、主要な工事及び施設の検査に関する事務をつかさどる。
-----	------	-----	------------------------------------

第二百四十五条第三項の表中第二十四号を第二十九号とし、第二十三号を第二十八号とし、第二十二号を第二十七号とし、同表第二十一号中「学術国際政策課」を削り、「産業経済政策課」を「産業政策課」に、「会計管財課」を「会計課」に改め、同号を同表第二十六号とし、同表中第二十号を削り、第十九号を次のように改める。

十九	市街地再開発推進監	建築住宅課	上司の命を受けて、市街地再開発事業に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
----	-----------	-------	--

第二百四十五条第三項の表中第十九号を第二十五号とし、第十八号を第二十四号とし、同表第十七号中「韓国」を「大韓民国」に改め、同号を同表第二十三号とし、同表第十六号中「検査課」を削り、同号を同表第二十二号とし、同表第十五号を次のように改める。

十五	貿易振興監	商業貿易課	上司の命を受けて、貿易の振興に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
----	-------	-------	---

第二百四十五条第三項の表中第十五号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一	内陸線利用推進監	建設交通政策課	上司の命を受けて、秋田内陸縦貫鉄道の利用に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
-----	----------	---------	---

第二百四十五条第三項の表中第十四号を次のように改める。

十四	情報システム開発推進監	情報企画課	上司の命を受けて、情報システムの開発に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
----	-------------	-------	---

第二百四十五条第三項の表中第十四号を第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

十八	健康医療推進監	福祉政策課	上司の命を受けて、健康管理、医療及び自殺対策に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
十九	農山村ビジネス推進監	農山村振興課	上司の命を受けて、農山村地域における起業の促進及び就業機会の確保に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。

第二百四十五条第三項の表中第十三号を第十六号とし、第十二号中「科学技術課」を「学術振興課」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十一号中「少子化政策推進監」を「少子化対策推進監」に、「総合政策課」を「少子化対策局」に、「少子化政策」を「少子化対策」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十号の次に次の三号を加える。

十一	県市町村協働推進監	市町村課	上司の命を受けて、県及び市町村の協働に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
十二	地域活力推進監	地域活力創造課	上司の命を受けて、活力ある地域づくりに関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
十三	スポーツ振興監	スポーツ振興課	上司の命を受けて、スポーツ振興に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。

第二百四十五条第三項の表第三十七号中「及び農業試験場、総合食品研究所」を「農業試験場、畜産試験場及び森林技術センター、総合食品研究センター」に改め、同表中第三十九号及び第四十号を削り、第四十一号を第三十九号とし、第四十二号を第四十号とし、第四十三号から第五十号までを二号ずつ繰り上げ、第五十一号から第五十四号までを削り、第五十五号を第四十九号とし、第五十六号から第五十八号までを六号ずつ繰り上げ、第五十二号の次に次の一号を加える。

五十三	スポーツ主事	スポーツ科学センター	上司の命を受けて、競技力の向上及び社会体育に関する専門的な事務をつかさどる。
-----	--------	------------	--

第二百四十五条第三項の表中第五十九号を第五十四号とし、第六十号を第五十五号とし、同表の備考一中「室」及び「課所等」を「及び室」に、「前項」を「第二項」に、「室及び課所等」を「及び室」に改め、同表の備考二中「総合食品研究所」を「総合食品研究センター」に改め、同表の備考二を同表の備考三とし、同表の備考一の次に次のように加える。

二 課所等 第三条第一項の表の中欄に掲げる課、同表の下欄に掲げる室、少子化対策局、学術振興課、国際課、第四条第二項に規定する課及びセンター並びに第十五条に規定する地方機関をいう。

第二百四十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の表第一号の規定にかかわらず、総務部長は危機管理に関する事務を掌理しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(秋田県公報発行規則等の一部改正)

2 次に掲げる規則の規定中「知事公室情報公開センター」を「総務部広報広聴課」に改める。

一 秋田県公報発行規則(昭和二十九年秋田県規則第三十八号)第七条第一号

二 知事が保有する行政文書の公開等に関する規則(昭和六十二年秋田県規則第四十号)第七条

三 政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年秋田県規則第六十八号)第七条第二項

(秋田県中小企業調停審議会規則の一部改正)

3 秋田県中小企業調停審議会規則(昭和三十四年秋田県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「産業経済労働部産業経済政策課」を「産業労働部産業政策課」に改める。

(秋田県公営企業の主要な職員に関する規則の一部改正)

4 秋田県公営企業の主要な職員に関する規則(昭和三十九年秋田県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「産業経済労働部」を「産業労働部」に、「課長及び技術管理監」を「及び課長」に改める。

(地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部改正)

5 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則(昭和三十九年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

本則第一号中「産業経済労働部」を「産業労働部」に改め、「技術管理監」を削る。

(秋田県公舎管理規則の一部改正)

6 秋田県公舎管理規則(昭和三十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「学術国際部長」を「企画振興部長」に改める。

第四条第一項中「会計管財課公共建築物活用室長」を「財産活用課長」に改め、同条第二項中「学術国際部長」を「企画振興部長」に改める。

別表学術国際部長の項中「学術国際部長」を「企画振興部長」に改める。

(秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則の一部改正)

7 秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則(昭和三十二年秋田県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号を次のように改める。

一 総務部総合防災課長

(秋田県総合食品研究所条例施行規則の一部改正)

8 秋田県総合食品研究所条例施行規則(平成七年秋田県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県総合食品研究センター条例施行規則

第一条中「秋田県総合食品研究所条例」を「秋田県総合食品研究センター条例」に改める。

第二条中「秋田県総合食品研究所(以下「研究所」を「秋田県総合食品研究センター(以下「センター」に改め、同条第二項中「秋田県農林水産技術センター」を「センター」に改める。

第三条第一項及び第四項、第四条第三項第二号並びに第八条中「研究所」を「センター」に改める。

(秋田県知事の職務を代理する上席の職員を定める規則の一部改正)

9 秋田県知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成九年秋田県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「知事公室長及び同表第二号に規定する」を削り、「秋田県部等設置条例」を「秋田県部設置条例」に、「部等の」を「部の」に改める。

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

10 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年秋田県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第九条中「生活環境文化部県民文化政策課」を「企画振興部地域活力創造課」に改める。

(外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧の期間及び場所を定める規則の一部改正)

11 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧の期間及び場所を定める規則(平成十一年秋田県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「知事公室総務課」を「総務部総務課」に改める。

(秋田県行政文書管理規則の一部改正)

12 秋田県行政文書管理規則(平成十三年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第三条に規定する課及びセンター」を「第三条第一項に規定する課、同条第二項に規定する少子化対策局及び課」に改め、同条第四号中「の課」の下に「(少子化対策局を含む。）」を加え、同条第五号中「第三十条の二第二項」を「第二百二十七条第一項」に改める。

第四条第一項及び第二項並びに第九条第二項から第四項までの規定中「情報公開センター長」を「広報広聴課長」に改める。

訓 令

秋田県訓令第五号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の育児休業等に関する規程（平成四年秋田県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「知事公室長、同表第二号に規定する」を削り、「同表第三号」を「同表第二号」に、「出納局の局長」を「出納局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目 1 番 1 号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目 5 番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目 5 番29号